

大治町選挙人名簿の閲覧に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大治町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第28条の2から第28条の4までに規定する選挙人名簿の抄本の閲覧に関し必要な事項を定めることにより、選挙人名簿の正確性を期するとともに、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第15条第3項の趣旨に即し閲覧資料が不当な目的に使用されることを防止することを目的とする。

(閲覧を認める範囲)

第2条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときに限り閲覧を認めるものとする。

- (1) 選挙人が特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかを確認するとき。
- (2) 政党その他の政治団体又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）が政治活動（選挙運動を含む。）のために利用するとき。
- (3) 国若しくは地方公共団体の機関、法人又は個人（以下「国等」という。）が統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために利用するとき。

(閲覧の拒否)

第3条 委員会は、法第28条の2第3項及び第28条の3第3項の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合又は閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認める場合は、閲覧を拒むことができる。

- (1) 個人の基本的な人権及びプライバシーを侵害するおそれがあるとき。
- (2) 広告、宣伝、販売拡張等の営利上の目的又は不当な目的のために使用されるおそれがあるとき。
- (3) 事務に支障があるとき又は委員会の指示に従わないとき。
- (4) 多数の者が一時に閲覧申請をし、選挙人名簿の抄本の使用が競合するとき。

(閲覧の申出)

第4条 閲覧の申出をする者（以下「申出者」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により、あらかじめ委員会に申し出なければならない。

- (1) 第2条第1号に該当する場合 様式第1号
- (2) 第2条第2号に該当する場合 様式第2号
- (3) 法第28条の2第4項の規定による申出をする場合 様式第3号

(4) 法第28条の2第7項の規定による申出をする場合 様式第4号

(5) 第2条第3号に該当する場合 様式第5号

(6) 法第28条の3第5項の規定による申出をする場合 様式第6号

2 前項の場合において、委員会は、申出者に対し身分を証明する書類の提示を求めることができる。

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧は、委員会の執務場所又は委員会が指定する場所において、執務時間内に行わなければならない。

(閲覧の方法)

第6条 閲覧は、読取り又は筆記による転記に限るものとし、機器の持込み及び機器による複写は許可しない。

2 閲覧をする者は、選挙人名簿の抄本を丁重に扱い、破損、汚損又は加筆等をしてはならない。

(申出者の責務等)

第7条 申出者(国又は地方公共団体の機関である申出者を除く。)又は承認法人は、閲覧により知り得た事項(以下「閲覧事項」という。)の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、承認法人閲覧事項取扱者、法人閲覧事項取扱者又は個人閲覧事項取扱者(以下「申出者等」という。)は、閲覧事項に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 本人の事前の同意を得ないで、閲覧事項を利用目的以外に利用しないこと。

(2) 閲覧事項を申出者等以外の者に提供しないこと。

(委員会に対する報告)

第8条 申出者は、次に掲げる場合は、文書をもって委員会に報告しなければならない。

(1) 閲覧事項の利用目的の事務事業又は調査研究活動を終了し、調査研究結果、集計表等の資料を作成したとき。

(2) 選挙人名簿抄本の記載事項に誤り、漏れ等を発見したとき。

(3) 委員会から閲覧によって作成した資料の所持、保管状況等について照会があったとき。

(資料の返還)

第9条 申出者等が法第28条の2から第28条の4まで、公職選挙法施行規則(昭

和 2 5 年総理府令第 1 3 号) 第 3 条の 2 及び第 3 条の 3 並びにこの要綱の規定に違反した場合は、委員会は、閲覧によって作成した資料のすべてについて返還を求めるものとする。

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧)

第 1 0 条 この要綱の規定は、在外選挙人名簿について準用する。

(補則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、選挙人名簿の閲覧に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 2 月 4 日から施行する。